

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和8年6月5日

大阪税関長 日置重人

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の外国貨物の搬出期限	許可失効年月日
大阪運輸株式会社 大阪府大阪市住之江区御崎6丁目3番1号	大阪運輸株式会社 ロジスティクスセンター 大阪府大阪市住之江区南港中6丁目5番1号	廃業	—	令和8年 5月31日